

9432P-00

2021

年度版

TAC行政書士講座
滝澤ななみ
編集協力

行政書士教科書

みんなが欲しかった！



見やすい
フルカラー!

別冊六法
で条文も
チェック!

初学者も独学者もどんどん理解できる!
使いやすくて分かりやすい教科書

全体像がつかめる
スタートアップ講座! + 5分冊に分解できる!

持ち運びラクラク

本書は、令和2年11月11日現在の施行法令および令和2年11月11日現在において令和3年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和3年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、「法改正情報」を掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

令和元年会社法改正について

令和元年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)のうち、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている改正内容について、本書に反映しております。

【該当箇所】

- ① 756、759ページ 線で囲んだ側注
- ② 773～775ページ 「改正情報」以降の記載

ただし、本書における法令基準日（令和2年11月11日）段階では施行日が確定していないため、令和3年度行政書士試験の範囲外となった場合は、その旨を上記ホームページの「法改正情報」コーナーにてご案内いたします。その際は、上記該当箇所①②については、記載のないものとしてご使用ください。

はじめに

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る1冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになります。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目的理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
- ② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
- ③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2021年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとしました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にされることを心よりお祈りいたします。

2020年11月

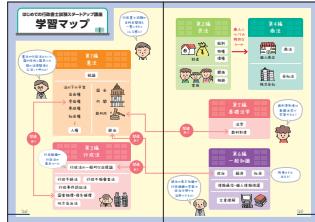
TAC行政書士講座

本書の特長と効果的な学習法

1 スタートアップ講座

行政書士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう！

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶざっくりとした学習内容と重要項目30を知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。



2 学習ガイダンス

これから学ぶ科目的概要を知ろう！

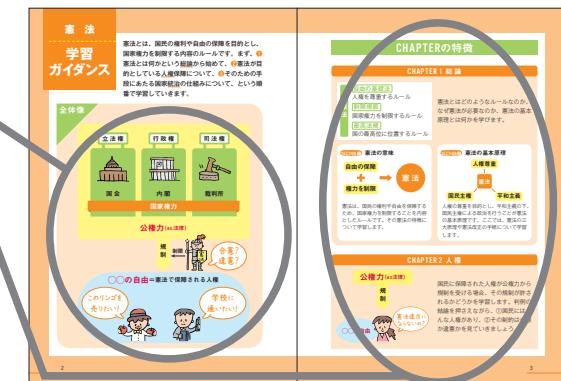
各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

各編の概要を知ろう

● 全体像
科目的全体像を示す重要な骨格を図示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

● 各CHAPTER、SECTIONの概要

CHAPTER、SECTIONごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。



各編の試験傾向を知ろう

傾向と対策	
過去10年間の出題傾向	
過去10年間の出題履歴	
出題傾向	
傾向と対策	

● 傾向と対策
五肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

● SECTIONごとの出題履歴
過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

択=五肢択一式

多=多肢選択式

記=記述式

※ 択2 = 五肢択一式で2問出題

3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

本文

1 法律上の争訟

I 法律上の争訟

法律上の争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務関係に関する争いであって、②法令を適用することによる争いであって、③終局的である争いです。
裁判所の争訟は、「この土地は私のものだ」などで争いごとにになっており、「法律上の争訟」にあたるものは裁判所が裁判権を有します。

II 司法審査の可否

裁判所は争いごとに對して法律判断を下すのが当然ですが、法律上の争訟にあたらない場合は審査できません。裁の対象の価値または宗教上の教義に関する争いにあたります(板まんだら事件: 最判昭56.4.7)。

III 司法審査の可否

法律上の争訟
該当しない
審査しない
該当する
ある場合に
あたる
審査しない
あたらない
審査する

2 法律上の争訟

裁判所の争訟は、「この土地は私のものだ」などで争いごとにになっており、「法律上の争訟」にあたるものは裁判所が裁判権を有します。

3 司法審査の可否

法律上の争訟
該当しない
審査しない
該当する
ある場合に
あたる
審査しない
あたらない
審査する

側注

1 法律上の争訟

裁判所の争訟は「法律上の争訟」です。条文知識は常に問題提起もしくは争いの原因として登場します。法律上の争訟や司法権の範囲に関する知識は、必ずしも法的知識ではありません。審査の際に、審査の内容が「法的知識」であるか、「法的知識」ではないかで、審査の可否が決まります。

2 司法審査の可否

裁判所の争訟は、「法律上の争訟」にあたる場合は審査できます。例えば、争いごとに對して法律判断を下すのが当然ですが、法律上の争訟にあたらない場合は審査できません。裁の対象の価値または宗教上の教義に関する争いにあたります(板まんだら事件: 最判昭56.4.7)。

3 司法審査の可否

法律上の争訟
該当しない
審査しない
該当する
ある場合に
あたる
審査しない
あたらない
審査する

IV 司法権の限界

法律上の争訟にあたっては、裁判所の審査の対象となることが多い場合もあります¹⁾。例えば、法律上の争訟にあたったとしても高度に政治性のある国家行為であることを理由に審査の対象とされないことがあります。

(司法権の限界)(例題)

自 権	國会で通常法的な手続によって公布された法律について、裁判所は、両院の自由性を尊重して、その有効無効を判断すべきではない(審査法正規効力事件: 最判昭37.3.7)
統 治 行 為	國会議員の選挙のうな直接選挙制の基本に関する高儀に政治性のある議題について、裁判所によつて法律的な判断が可能であつても司法審査の対象から除外される(清米事件: 最判昭35.6.8)
部分社会の法理	議会や大学などの部分社会では、一般市民法律と審査の関係を有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除外される ²⁾
裁 量	行政や立法の裁量に任されている行為については、裁量権の濫用または濫用の場合を除いて、司法審査の対象とはならない(野川新説: 最判昭42.5.24、板木説: 最大判昭57.7)

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

★★★ 重要度 高

★★ 重要度 中

★ 重要度 低

メリハリをつけた
学習ができます！

(5)

本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

第1編
憲法

CHAPTER 2 人権
SECTION 1 人権享有主体

このSECTIONで学習すること

- 1 外国人の人権
- 2 法人の人権
- 3 公務員の人権
- 4 在監者の人権

● このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

1 憲法とは

憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するためにはられた国の基本ルールです。

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布^{※1}、1947年5月3日施行^{※2})という名前がつけられています。

板書 1 憲法とは

日本 ……①領土 があって、②人間 が暮らしていく
③権力 で統治されているコミュニティ

国家
②人間
③権力
統治
①領土

国家を統治するには③権力 が必要

みんなで暮らしやすいにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まらなければ

↓ しかし
権力者は権力を濫用しがちで、止めなければ
必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から國民を守ることにした

↓ つまり
憲法は、國民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、國家権力を制限するルール(制限規範)といえる

WTBインポート

憲法の定めた目地が実現できるか、それが叶うか叶わないかを確認する機能。これがから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を理解します。

語句 *1

公布 開示されたルールを国民に知らせること。

語句 *2

施行 実行されたルールの効力が発生すること。

語句 *3

権力者 国家を統治する権力の持つ者。

語句 *4

権力濫用 国家権力者が権力を濫用して、その権力を正しく行使するかどうかではなく、内容が憲法といふかどかで権力を濫用すること。

語句 *5

憲法規範 国家の運営に則るルール。

語句 *6

憲法といふ規範の形をとっているかどうかではなく、内容が憲法といふかどかで憲法を規定すること。

語句 *7

憲法と別離されると解消されます。

語句 *8

憲法といふ規範の形をとっているかどうかではなく、内容が憲法といふかどかで憲法を規定すること。

フルカラーのイラストや図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、ぱッと見てすぐに頭に入ります。

9

(6)

側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内の通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めてください。

1 法律上の争訟

1 法律上の争訟

法律上の争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法的関係に関するものであって、②法令に適用することで専局的判断ができるものといいます。「訴したお金が返せ」とか「この土地は私のだ」など争いとなる場合には、争訟になります。争訟にならぬものは裁判所が裁判をする範囲を有しません。

2 司法審査の可否

裁判所に争いに対して法律判断を下すのが争いですから、法律上の争訟にあたらぬ場合は審査できません。例えば、信仰の対象の御飯まほろば宗教上の教義に関する判断にあたります(例えんだら“争事・裁判組4.7”)。

3 司法審査の可否

法律上の争訟
裁判所に争いに対して法律判断を下すのが争いですから、法律上の争訟にあたらぬ場合は審査できません。例えば、信仰の対象の御飯まほろば宗教上の教義に関する判断にあたります(例えんだら“争事・裁判組4.7”)。

法律上の争訟	該当しない 審査しない
該当する	該当する場合は争い あたらない
司法の限界	あたらない 審査する

4 ひっかけ 注意!

本試験で問われやすいひっかけポイントを記載しています。内容を覚える際に非常に有効です。

5 條文チェック

本文を読むにあたって一緒に目を通しておくとよい条文を掲載しています。条文を調べる手間を省略できます。

6 司法権の限界

法律上の争訟にあたらぬ場合もあります。例えば、法律上の争訟にあたらぬ場合に政治行為であることを理由に審査の対象とされることはあります。

7 司法権の限界(II)

法律上の争訟にあたらぬ場合もあります。例えば、法律上の争訟にあたらぬ場合に政治行為であることを理由に審査の対象とされることはあります。

8 司法権の限界(III)

法律上の争訟にあたらぬ場合もあります。例えば、法律上の争訟にあたらぬ場合に政治行為であることを理由に審査の対象とされることはあります。

9 行政や公法の範囲に任されていてなかなかついてきて、裁判のためには裁判の場合は自分で、司法審査の対象となるまい裁判組は、最高裁判所が行います。



4 例題で知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

知識確認のための例題（過去問題）を用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。「〇×チェック」で、項目ごとに確実にマスターしていきましょう。各項目の最後に掲載されています（重要度★は除く。）

問題集にもチャレンジ！

例題で基本的な内容がマスターできたら、「行政書士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。「行政書士の問題集」は、本試験と同じ形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題もあり、最初は難しいと感じるかもしれません、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。

A 司法権

問題22 司法権の限界に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の範囲に則らし、妥当でないものはどれか。

- 具体的な権利義務ないしは法律面倒に関する争点であっても、信頼財象の範囲にたどり得する判断が原則となる場合には、法令の適用による解釈には過ぎず、裁判所の審査に及ぶない。
- 大学による就寝規制行為(運営)は、純然たる大学内部の問題として大学の自決的判断に任だらるべきものであり、一般市民の権利と直接の関係を有すとすると認めた段階での事態がない限り、裁判所の審査は及ばない。
- 米議院の審査は直度の公政性を伴う裁判行為である。その有効無効の判断は、不適切であるから、そもそも法律の合憲の解釈という司法権の範囲にあらず。
- 税務の専門士としての資格をかねると、税務の専門士に対する処分は原則として法律の適用に由ねるべきであり、一般市民の権利と直接の関係を有した小部の問題にとどまる限りは、裁判所の審査は及ばない。
- 地方議会議員の出席率を基準に、議員はなり議員の権利行使の一時的制約です。議会の内部規律の問題として政治的損害にゆだねるべきであるから、裁判所の審査は及ばない。

44

【解説】司法権の範囲においては、最高裁判所の判例の範囲に則らし、妥当でないものはどれか。

● 法律面倒上の範囲においては皆留開人などにより被處するがにつけ、即ち、特段の基準のない限り、その法律面倒の範囲にたどり得する判断が原則となる。ただし、その範囲で個別の問題をうつさへた場合は、最高裁判所の外郭に入り先の「既述のとおり」を参考されたい。最高裁判所の判例は、[問題22](#)参照。

● 裁判の専門性は、日々の日常生活の人々に対して「被處する権利を有するもの」といえない。余生生活でやっとその問題を生じた場合、それは裁判所の専門性の範囲外である。そのため、あるものの中にいて「被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬ」(最高裁判所判例)。

○ 外国人にも政治活動の自由の保障は及ぶ。

【解説】1. これが問題の出題原點を変更させたほどの実戦的影響を及ぼすなど、外国人の政治活動に際して認められる権利が幅広いことが示されています。

2. これは、行政書士といつた法律人「は個人ではなく、法人の代表者や団体の代表者等の権利者」であることを強調しているのです。

3. 例えば、政治的立場の自らの立場に立候補会員にしても、[被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬ](#)ことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

4. これは、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

5. これは、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】2. 本試験で実際に出題された年度と問題番号です。

20

B 法人の人権

問題23 ① 法人の人権
② 法人の権利
③ 法人の義務
④ 法人の財産

【解説】1. 法人の人権は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる権利の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】2. 法人の権利は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる権利の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】3. 法人の義務は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる義務の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】4. 法人の財産は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる財産の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

問題23

【解説】1. 法人の人権は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる権利の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】2. 法人の権利は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる権利の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】3. 法人の義務は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる義務の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

【解説】4. 法人の財産は、権利の内容を可なり取り扱う法人に認められる財産の総称である。具体的な内容としては、被處する権利をもつて問題を抱えなむ結果を生ずることはされぬことは、この「専門性」といふ概念を理解するうえで重要な意味を持つのです。

問題23

「問題集」の解説には「教科書」の該当箇所が記載してあるので、復習のときには便利です。

(8)

とっても便利！ 5冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は5分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

- 第1分冊：第1編 憲法
- 第2分冊：第2編 民法
- 第3分冊：第3編 行政法
- 第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 一般知識
- 第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法



コンパクトに持ち歩きたい人：本を分解して使用できる！



全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

みんなが欲しかった！行政書士試験六法

条文そのものを確認する必要があるものを厳選して収録しています。覚える必要があり、また記述式に記載する可能性がある文言は、**赤太字**になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

① 行政書士 合格へのはじめの一歩



- 「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- 「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

② 行政書士の教科書 本書



- まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあれば、どんどん読み飛ばします。
- 本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- 「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



③ 行政書士の問題集



- 『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



④ 行政書士の最重要論点150



- 『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

⑤ 行政書士の判例集



- 最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

記述対策

直前対策

⑥ 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題集を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

⑦ 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク、肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

⑧ 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

⑨ 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)
セパレートBOOK形式／(9) 行政書士試験の概要／(10)
シリーズ紹介と活用法／(16)
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／(23)
学習マップ／(24)
科目別ざっくりガイド／(26)
合格するための得点戦略／(30)

第1分冊



第1編 憲法

学習ガイダンス／2	
CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	24
3 幸福追求権	29
4 法の下の平等	36
5 自由権	44
6 受益権	68
7 参政権	70
8 社会権	72
CHAPTER 3 統治	79
1 国会	79
2 内閣	90
3 裁判所	95
4 天皇	102
5 財政	104
第1分冊（憲法）用語さくいん	108
判例さくいん	109

第2分冊

第2

第2編 民法

学習ガイダンス／114

CHAPTER 1 総則	125
1 民法の基本原則	125
2 能力	128
3 失踪宣告	145
4 意思表示	148
5 代理	162
6 条件・期限	183
7 時効	187
CHAPTER 2 物権	202
1 物権	202
2 不動産物権変動と登記	207
3 占有権	222
4 即時取得	228
5 所有権	233
6 用益物権	243
7 担保物権	248
CHAPTER 3 債権	278
1 債権債務関係	278
2 債権の保全	289
3 債権譲渡・債務引受	305
4 債権の消滅	313
5 多数当事者の債権債務関係	327
6 契約総論	348
7 契約各論	361
8 契約以外の債権発生原因	392
CHAPTER 4 親族・相続	412
1 親族	412
2 相続	424
第2分冊（民法）用語さくいん	444
判例さくいん	446

第3分冊



第3編 行政法

学習ガイドンス／450

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論	460
1 行政法の基本原理	460
2 公法と私法	463
3 行政組織	471
4 行政行為	484
5 行政行為以外の行政作用	501
6 行政強制・行政罰	514
CHAPTER 2 行政手続法	525
1 総則	525
2 処分	531
3 処分以外の手続	544
CHAPTER 3 行政不服審査法	553
1 総則	553
2 審査請求	558
3 審査請求以外の不服申立て	576
4 教示	579
CHAPTER 4 行政事件訴訟法	583
1 行政事件訴訟の類型	583
2 取消訴訟	589
3 取消訴訟以外の訴訟	611
4 教示	625
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償	628
1 国家賠償請求	628
2 損失補償	639
CHAPTER 6 地方自治法	643
1 地方公共団体	643
2 住民の権利	651
3 地方公共団体の機関	660
4 条例・規則	673
5 公の施設	677
6 国の関与	681

第3分冊（行政法）用語さくいん	686
判例さくいん	688

第4分冊



第4編 商法

学習ガイダンス／694

CHAPTER 1 商法	698
1 商法総則	698
2 商行為	708
CHAPTER 2 会社法	714
1 総論	714
2 会社の設立	719
3 株式	730
4 会社の機関	744
5 剰余金の配当	765
6 その他	768

第5編 基礎法学

学習ガイダンス／778

CHAPTER 1 法学	782
1 法律用語	782
2 法の名称	795
CHAPTER 2 裁判制度	799
1 裁判所	799
2 裁判外紛争処理（ADR）	807

第6編 一般知識

学習ガイダンス／812

CHAPTER 1 政治	818
1 国内の政治	818
2 国際政治	831
CHAPTER 2 経済	842
1 財政	842
2 経済	853

CHAPTER 3 社会	863
1 環境問題	863
2 社会保障	868
3 その他	876
CHAPTER 4 情報通信・個人情報保護	886
1 情報通信	886
2 個人情報保護	906
CHAPTER 5 文章理解	921
1 文章理解	921
第4分冊（商法・基礎法学・一般知識）用語さくいん	928
判例さくいん	930

第5分冊



みんなが欲しかった！行政書士試験六法

日本国憲法	1
民法（抄）	9
国家行政組織法	85
行政代執行法	89
行政手続法	90
行政不服審査法	101
行政事件訴訟法	116
国家賠償法	125
地方自治法（抄）	126
個人情報の保護に関する法律	151
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抄）	166

はじめての行政書士試験 スタートアップ講座

本文に入る前に、ここで
行政書士試験のざっくりした
学習内容と重要項目30を
見てみましょう!!



一緒に
がんばりましょう!

学習マップ

行政書士試験の全科目関係を一覧にするとこんな感じ!



憲法や行政法みたいに国や役所と国民との間の法律関係を公法って呼ぶよ!

第1編 憲法

総論

法の下の平等
自由権
受益権
参政権
社会権
⋮
人権



統治

関連あり

関連あり

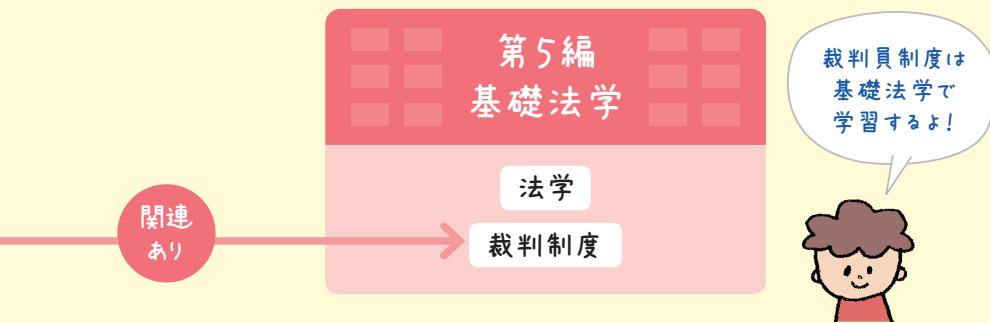
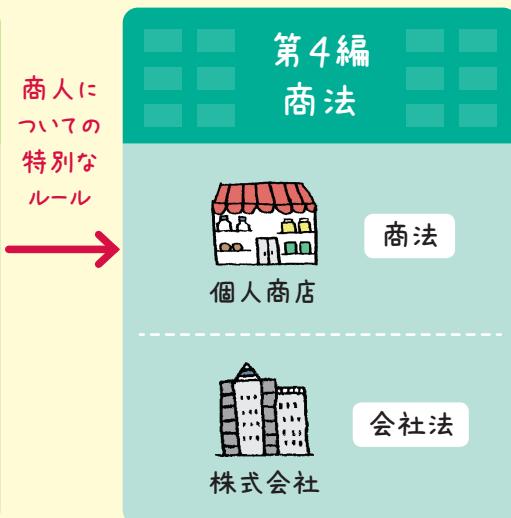
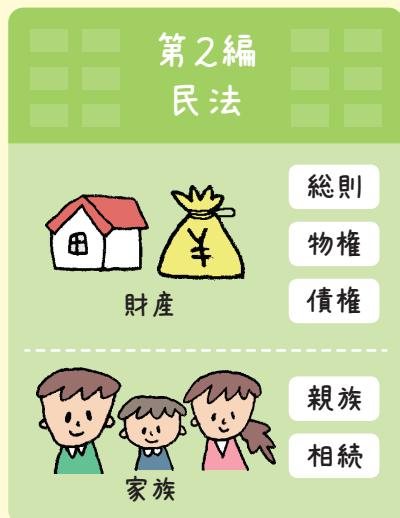
第3編 行政法

行政組織や行政法の基本ルール

行政法の一般的な法理論

行政手続法 行政不服審査法
行政事件訴訟法
国家賠償・損失補償
地方自治法





各科目のはじめに、
くわしい学習ガイダンスがあるよ



第1編

憲法

憲法（正式名は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で最高位に位置する一番大切な（根本的な）法です。

憲法は、全体に共通する基本原理を定めた総論、国民の権利について定めた人権、国の統治の仕組みについて定めた統治の3つに分けることができます。

公権力 (ex法律)

規制

○○の自由



憲法違反にならないの？

人権

立法権

国会

行政権

内閣

司法権

裁判所

国家権力

統治



総論はあまり試験に出ません。人権は判例、統治は条文を中心に学習します。

第2編

民法

民法とは、一般市民同士の**市民社会取引**について定めた法律です。

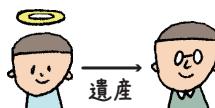
民法は、総則、物権、債権、親族・相続の4つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめた**財産法**、親族・相続は**家族法**といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する身近な法律といえます。



具体的な事例が与えられて、それをどのように取り扱うか、という事例問題が出題の中心で、記述式問題も2題あります。事例問題対策には、簡単な図を書くのも効果的です。



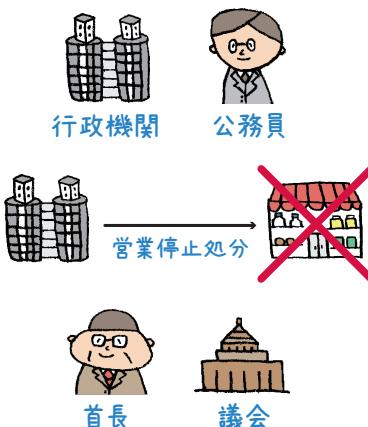
財産法



家族法

第3編

行政法



行政法は、憲法と民法と違って、「行政法」という名称の法律が存在するわけではありません。行政法とは、行政(行政権)に関するすべての法令の総称で、行政に関する法全体を学習する科目になります。

行政書士試験の行政法では、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償・損失補償、地方自治法が出題の中心とされています。行政法の一般的な法理論は具体的な法律すべてに共通するルールが中心で、他の5つは具体的な法律そのものが中心です。



最も出題数が多く、配点も高い、最重要科目です。

はじめての行政書士試験スタートアップ講座

合格するための

得点戦略

試験科目

科目		配点	五肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問	基礎法学	8点	2問		
	憲法	28点	5問	1問	
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問		2問
	商法	20点	5問		
一般知識 14問	政治経済社会	32点	8問		
	情報通信・個人情報保護	12点	3問		
	文章理解	12点	3問		

122点以上必要
244点

24点以上必要
56点

→ 全体で 180点以上必要
300点

※令和2年度試験における出題内訳

①法律メイン科目

配点の大きい行政法と民法の2科目を学習のメインとします。

ここでは、2科目合計で188点中130点を必ず取ることを目指しましょう。実際に学習を始めてみて、どちらの科目が得意かによってバランス調整し、行政法が得意で民法が苦手だったら行政法100点と民法30点、民法が得意で行政法が苦手だったら行政法80点と民法50点といった感じです。

②法律その他の科目

基礎法学、憲法、商法の3科目は、その他の科目という位置づけとします。初学者の方は、勉強に慣れるためという意味合いも込めて、メイン科目に入る前に憲法から学習を始め、メイン科目が終わったら商法、基礎法学に進むという順序がおすすめです。

ここでは、3科目合計で56点中半分の28点を必ず取ることを目指しましょう。

③一般知識科目

法律科目で200点取れたとしても、一般知識科目で1問しか正解できなかった場合、計算上は204点の得点となりますが、この場合は不合格になってしまいます。一般知識科目にも固有の合格基準があり、そのため6問24点以上得点することが必要となります。

ここでは、56点中半分の28点を必ず取ることを目指しましょう。

得点戦略を可能にするために押さえておきたい重要項目30はコチラから

憲法
1

外国人の人権 (人権享有主体)

第1編 CH 2 SEC 1

直近5年の出題履歴 H29



日本には、日本人だけではなく、外国人も生活しているわけですが、日本国憲法に書かれている人権規定が、外国人にも保障されるかどうかの問題です。これに対しては、人権の性質に応じて日本人のみを対象としているものを除いて外国人にも保障されると解釈されています。例えば、**表現の自由や指紋押捺を強制されない自由**は外国人にも保障される一方、**選挙権**は外国人には保障されていません。

ポイントと到達目標

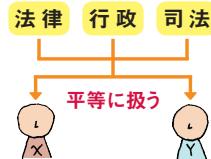
外国人への人権保障の有無を覚えることがポイントです。「指紋押捺を強制されない自由は、外国人には保障できない。」という問題文に対し、「**誤り**」と判断できるようになることを目指しましょう。

憲法
2

法の下の平等

第1編 CH 2 SEC 4

直近5年の出題履歴 H28、R元



憲法14条1項は法の下の平等を規定し、人種、信条、性別、社会的身分、門地により差別されないことが保障されています。国家権力が法律を制定するにしても、合理的な理由による区別はかまいませんが、**合理的な理由のない差別的な規定**を設けた場合、憲法14条1項に違反し、無効とされます。最高裁では、非嫡出子（法律上婚姻していない男女から生まれた子）の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた民法の規定を違憲無効と判断しています。

ポイントと到達目標

14条1項に違反するかしないかの判例知識を覚えることがポイントです。「法定相続分について嫡出性の有無により差異を設け、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定は、憲法に違反する。」という問題文に対し、「**正しい**」と判断できるようになることを目指しましょう。

第1分冊 行政書士教科書

2021
年度版

みんなが欲しかった！

第1編 憲法

第1分冊

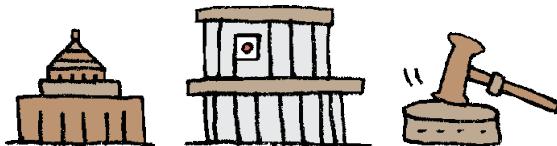
CONTENTS

第1編 憲法

学習ガイダンス／2	
CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	24
3 幸福追求権	29
4 法の下の平等	36
5 自由権	44
6 受益権	68
7 参政権	70
8 社会権	72
CHAPTER 3 統治	79
1 国会	79
2 内閣	90
3 裁判所	95
4 天皇	102
5 財政	104
第1分冊（憲法）用語さくいん	108
判例さくいん	109

第 1 編

憲法

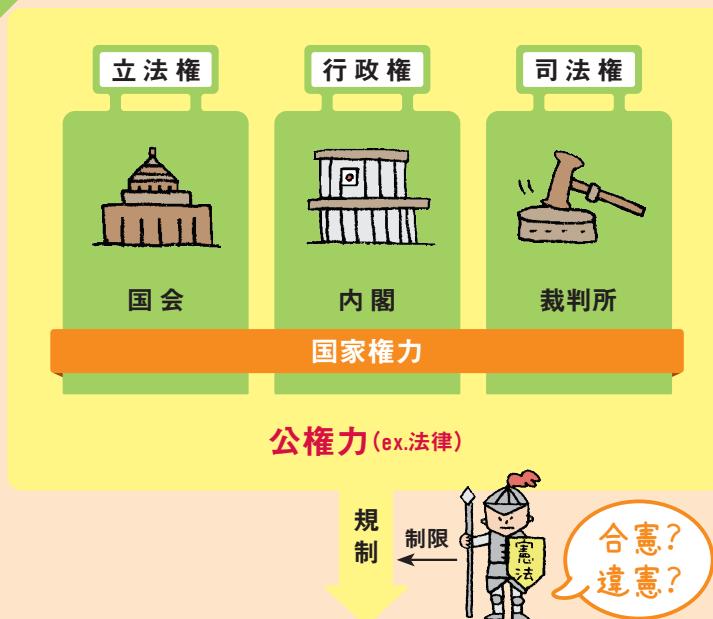


憲法

学習 ガイダンス

憲法とは、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限する内容のルールです。まず、①憲法とは何かという総論から始めて、②憲法が目的としている人権保障について、③そのための手段にあたる国家統治の仕組みについて、という順番で学習していきます。

全体像



○○の自由 = 憲法で保障される人権

このリンゴを
売りたい!



学校に
通いたい!



CHAPTERの特徴

CHAPTER 1 総論

憲法

自由の基礎法

人権を尊重するルール

制限規範

国家権力を制限するルール

最高法規

国の最高位に位置するルール

憲法とはどのようなルールなのか、なぜ憲法が必要なのか、憲法の基本原理とは何かを学びます。

SECTION① 憲法の意味

自由の保障



憲法

権力を制限

憲法は、国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限することを内容としたルールです。その憲法の特徴について学習します。

SECTION② 憲法の基本原理

人権尊重

憲法

国民主権

平和主義

人権の尊重を目的とし、平和主義の下、国民主権による政治を行うことが憲法の基本原理です。ここでは、憲法の三大原理や憲法改正の手続について学習します。

CHAPTER 2 人権

公権力(ex法律)

規制

○○の自由

憲法違反にならないの?
△△

国民に保障された人権が公権力から規制を受ける場合、その規制が許されるかどうかを学習します。判例の結論を押さえながら、①国民にはどんな人権があり、②その制約は合憲か違憲かを見ていきましょう。

SECTION

1

憲法の意味

このSECTIONで学習すること

1 憲法とは

憲法ってどんなルールなの？

2 憲法の最高法規性

もし法律の規定が憲法に違反していたら、その法律はどうなるの？

3 三権分立

立法権は国会
行政権は内閣
司法権は裁判所

4 条文・判例の表記

憲法や法律の条文は条・項・号という文字を使って箇条書きになっているよ



1 憲法とは

重要度 ★★★

憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布^{*1}、1947年5月3日施行^{*2})という名前がつけられています。

神田Tのアドバイス①

板書 憲法とは

国家 … ① 領土 があって、② 人間 が暮らしていて、
③ 権力 で統治されているコミュニティ



国家を統治するには権力が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

しかし

権力者は権力を濫用しがちで、歯止めをかける必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

つまり

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、国家権力を制限するルール(制限規範)といえる

神田Tのアドバイス②

神田Tのイントロ

憲法の定義自体が試験で頻出というわけではありませんが、これから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を把握しましょう。

語句 ※1

公布

制定されたルールを国民に知らせること。

語句 ※2

施行

制定されたルールの効力が発生すること。

神田Tのアドバイス①



憲法典という文章の形式をとっているかどうかで憲法を定義することは「形式的意味の憲法」と呼ばれます。イギリスのように憲法はあっても成文の憲法典は持っていない国もあります。

神田Tのアドバイス②



憲法典という文章の形式をとっているかどうかではなく、内容が憲法といえるかどうかで憲法を定義することは「実質的意味の憲法」と呼ばれます。その中でも、権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

2 憲法の最高法規性

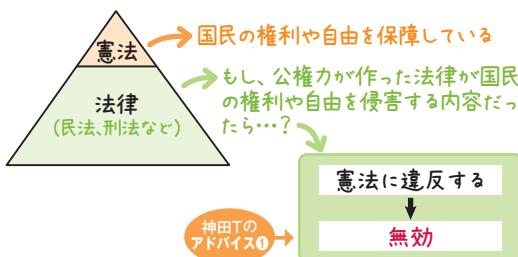
重要度 ★★★

I 憲法と法律の上下関係

世の中には民法や刑法などのような法律^{*1}というルールもあります。ただし、憲法は国の最高位に位置するルールであり、国家権力が法律を作るとしても、憲法の規定に違反することはできません。

板書 最高法規^{*2}

憲法と法律には上下関係がある
↓
下のルールは上のルールに違反してはいけない
↓
法律は憲法に適合する内容でなければならぬ



II 憲法尊重擁護義務

憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定されています。これは国家権力の側にいる者に憲法を尊重し擁護する義務を負わせたものであり、国民にもそのような義務を負わせる条文ではありません^{*3}。

神田Tのイントロ

憲法が法律よりも上位の概念であるということの意味を確認しておきましょう。

語句 ※1

法律

法律は社会秩序を守るためにルールです。国会によって制定されます。

…法律の改正は国会だけで行えますが、憲法の改正には国民投票が必要です。

条文チェック ※2

憲法98条では、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されています。ここに条約が書かれていないことから、条約が国内で適用されるときに憲法との上下関係が問題となりますですが、憲法の方が条約よりも優位すると考えられています。

神田Tのアドバイス①

例えば、憲法では「平等」であることが保障されていますので、不合理な差別を内容とする法律は、憲法に違反し、無効とされます。

ひっかけ 注意! ※3

「国民も憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている」として誤りとするパターンに注意。

3 三権分立

ぶんりつ

重要度 ★★★

権力は一極に集中すると濫用のおそれがあるため、権力は分立させた方がよいと考えられています。

具体的には、国家権力を①立法権、②行政権、③司法権に分け、それを①国会、②内閣、③裁判所が担当するものとされています。

神田Tのイントロ

国会・内閣・裁判所の仕組みは、CHAPTER 3「統治」で学習します。

4 条文・判例の表記

重要度 ★★★

I 条文の表記

憲法や法律の規定は箇条書きになっており、「憲法13条」などのように、「条」によって区分して表記されています。また、その「条」の中をさらに区分するときには、「項」や「号」を使用します。

神田Tのアドバイス①

板書 条・項・号

例えば、憲法22条2項といわれたら、オレンジ色の文字の部分を指します。

憲法22条

- 1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2項 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

普通の箇条書き

- 1. (1)①
- ②
- (2)
- 2.
- 3.

法律の条文

- | | |
|--------|-------|
| 1条1項1号 | |
| 1条1項2号 | |
| 1条2項 | |
| 2条 | |
| 3条 | |

神田Tのイントロ

本格的に法律の学習に入る準備として、条文表記と判例表記の仕組みを見ておきましょう。

神田Tのアドバイス②



改正による場合、○○法98条の次に改正で新設された条文を追加するときに、99条ではなく、「98条の2」という枝番形式にして、後ろの条文番号がずれないようにする手法もあります。

II 判例年月日の表記

判例^{※1}の年月日は、例えば「最大判昭50.4.30」のように表記しています。「最大判昭50.4.30」は、「最高裁判所の大法廷の判決で、昭和50年4月30日に出されたもの」という意味ですが、この表記の方法には以下のようなルールがあります。

板書 判例の表記

「最大判昭50.4.30」

1文字目 「最」: 最高裁判所

「大」: 大審院^{※2}

2文字目 「大」: 大法廷

「表記なし」: 小法廷^{※3}

3文字目 (2文字目の大がないときは2文字目)

「判」: 判決 (正式な形式による判断結果)

「決」: 決定 (簡易な形式による判断結果)

4文字目 (2文字目の大がないときは3文字目)

「明」: 明治 「大」: 大正 「昭」: 昭和

「平」: 平成 「令」: 令和

数字 「50.4.30」: 50年4月30日

神田Tの
アドバイス①



語句 ※1

判例

実際にあった事件に関する裁判所の裁判例のこと。

裁判所には、最高裁判所のほか、下級裁判所(高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所)もありますが、試験対策として学習する対象となるのは、最高裁判所の判例です。

語句 ※2

大審院(だいしんいん)
明治時代から昭和初期の頃までに設置されていた最高裁判所のこと。現在の最高裁判所の前身。

語句 ※3

大法廷・小法廷

大法廷は最高裁判所の裁判官15人全員で判断されるところです。一方、小法廷は最高裁判所の裁判官のうち5人で判断されるところです。

III 裁判の登場人物

裁判を起こした人(訴えた人)を原告、裁判で訴えられた人を被告といいます^{※4}。また、裁判は通常三審制ですので、第一審の判決に不服があれば上訴することもできます。例えば、民事訴訟において地方裁判所が第一審の場合、一審判決に不服があれば高等裁判所に控訴でき、高等裁判所の二審判決に不服があれば最高裁判所に上告できます。控訴した人を控訴人、上告した人を上告人といいます。

Advance ※4

2回転目に読む
刑事訴訟では検察官が起訴します。起訴された人を被告人といいます。

SECTION

2

憲法の基本原理

このSECTIONで学習すること

1 憲法の三大原理

- ①基本的人権の尊重
- ②国民主権
- ③平和主義

2 主権概念

国民主権とは「政治の主役が国民」ということ！

3 憲法改正

憲法改正はどんな手順で行われるの？ 法改正とは手續が違うの？



1 憲法の三大原理

重要度 ★★★

憲法の三大原理には、①基本的人権の尊重^{※1}、②国民主権^{※2}、③平和主義^{※3}があります。 ← 神田Tのアドバイス①

憲法では、基本的人権の尊重のため国民主権を採用し、これを平和という秩序の中で運営していくという統治システムが採られています。

板書 基本的人権の尊重と国民主権の関係

基本的人権

…人間が生まれながらにして有する権利

人権を守るためにには、統治の仕組みはどちらかよい？

王様のような権力者に
政治を任せ
(君主主権)



自分たちでルールを決
めて政治を行
(国民主権)



みんなで集まってルールを決めること(直接民主政)
は物理的に難しい



自分たちの代表者を選挙で選んで、代表者にルール
を決めもらうことにした： 間接民主政を採用 ^{※4}

神田Tのイントロ

間接民主政の仕組み(流れ)を理解できれば、十分です。

語句 ※1

基本的人権の尊重

人権は人間として生まれれば当然に有するものであり、国家はこれを侵害してはならないこと。

語句 ※2

国民主権

国の政治のあり方を最終的に決定する力や権威は国民にあること。
…「政治の主役は国民である」ことを意味します。

語句 ※3

平和主義

戦争についての深い反省に基づき、戦争の放棄を宣言すること。



憲法には1条の前に「前文」という文章が置かれています。これらの基本原理は前文にも明記されています。なお、前文も憲法の一部ですから、単なる政治的宣言にすぎないものではなく、法規範性を有しています。

Advance ※4 2回転目で読む

憲法改正の国民投票といった直接民主政的な仕組みもあります。このような仕組みは「レファレンдум」と呼ばれます。

2 主権概念

重要度 ★★★

「主権」には、①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、
③国政の最高決定権の意味があります。

神田Tのイントロ

主権という概念は3つの意味に分けられます。例えば試験では、5肢のうち③の意味が4つ、②の意味が1つあり、その1つを選ぶ問題に対応できるように、3つの分類と具体例を学習します。

板書 主権の意味

神田Tの
アドバイス①

- | | |
|----|---|
| 主権 | ①国家の統治権
②国家権力の最高独立性 ^{※5}
③国政の最高決定権 ^{※6} |
|----|---|

例1 ○○の島の主権は日本国にある → ①の意味

例2 主権は国民に存する → ③の意味

（主権概念の具体例）

意味	①国家の統治権	②国家権力の最高独立性	③国政の最高決定権
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ(ボツダム宣言) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる(前文第3段落) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する(前文第1段落) ・天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く(1条)

神田Tの
アドバイス②

①は領土、②は独立国家、③は政治の主役と言葉を書き換えて、具体例がどれにあてはまるかを確認すると覚えやすい！

語句 ※5

国家権力の最高独立性

他の国の支配には服しない統治権のこと。

語句 ※6

国政の最高決定権

国家の政治のあり方を最終的に決める権利のこと。

3 憲法改正

重要度 ★★★★

I 憲法改正の手順

法律の改正は国会だけの手続で行えますが、憲法の改正の場合、それとは異なる特別のルールが設けられています。

神田Tの
アドバイス①

板書 憲法改正の手順(96条)

- 1 国会による発議 …各議院の三分の二以上の賛成が必要
- ↓
- 2 国民による承認 …特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、過半数の賛成が必要
- ↓
- 3 天皇による公布 …国民投票で承認されたときは、天皇が、国民の名で、公布する

神田Tのイントロ

憲法改正のルールは96条に規定されています。試験での重要度は低いですが、憲法改正のプロセスは覚えておきましょう。

神田Tの
アドバイス①



憲法改正にも限界はあり、人権尊重の概念など改正してはいけない規定も存在するという考え方のことを「憲法改正限界説」と呼びます。

II 硬性憲法

神田Tの
アドバイス②

通常の法改正と異なり、厳格な手続を踏まないと改正できない仕組みとなっている憲法のことを**硬性憲法**と呼びます。ドイツやフランスのように改正が頻繁に行われていても、法律よりも改正手続が困難であれば、硬性憲法に分類されます。

神田Tの
アドバイス②



反対概念は「軟性憲法」といいます。憲法改正であっても法改正と同様の手続で行える憲法のことを指します。テニスボールも握っても形が変わりにくい硬式のボールと、握ったら形が変わりやすい軟式のボールがありますね。

SECTION

1

きょうゆう

人権享有主体

このSECTIONで学習すること

1 外国人の人権

外国人は日本人じゃないけど、外国人にも日本国憲法の人権保障はあるの？

2 法人の人権

株式会社などの法人は人間じゃないけど、法人にも日本国憲法の人権保障はあるの？

3 公務員の人権

職務の公共性や中立性という理由から権利が制約されることがある

4 在監者の人権

刑事施設の中にいるという理由から権利が制約されることもある



執筆者



神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は20年目となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者がつまずきやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

編集協力

滝澤ななみ

装丁

黒瀬章夫

イラスト

matsu（マツモト ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2021年度版 みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日 2020年12月10日
初版発行
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09432P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。